

農業次世代人材投資事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業  
全国型教育機関としての就農サポート体制

教育機関名：日本農業実践学園

(1) 就農に向けた相談体制

- |   |
|---|
| <p>1) 相談窓口<br/>総務部内にある就農サポート担当が対応</p> <p>2) 相談対応方法等<br/>面談等で相談内容を把握。<br/>内容に応じて、行政機関（関係市町村、関係都道府県）の就農担当、農業振興公社、卒業生等と連絡をとり、本人もしくは学園就農サポート担当同伴で調整を図る。</p> |
|---|

(2) 就農・定着に向けたサポート内容等

- |   |
|---|
| <p>1) 就農に向けたサポート（就農先の紹介・マッチング等）<br/>研修先および求人情報を掲示。自力で就職先を見つけることができない学生に対しては、希望する就農地や栽培作物などに応じ、サポート窓口で調整してから、学生に紹介する。マッチングがかみ合わずに別の就農先を希望する場合は、新たに紹介先を選定して連絡・調整を行う。<br/>農地については、学園に対して農家、自治体もしくは卒業生などから農地を使ってほしい旨の要請があった場合、相手側と調整して独立・自営就農を目指す学生に対してあっせんすることができる。<br/>資金面については、認定新規就農者が利用できる資金、貸付制度が重要と考えているが、認定新規就農者になるために必要な青年等就農計画の作成をフォローする講座を実施している。<br/>学園の近隣市町村に就農を希望する学生に対しては、就農サポート担当者が加わり、地域の関係機関との円滑な連携を図ることとしている。</p> <p>2) 就農後の定着に向けたサポート（地域関係者との連携・フォローアップ）<br/>卒業後の相談は、随時応じる。<br/>また、直近3年間の卒業生に対して、毎年連絡を取りながら就農状況を把握していく。</p> |
|---|

### 3) その他サポート

就農につながる先進農家への研修については、「実習扱い」として欠席扱いとせず、学生が行動しやすい環境を作っている。

実際に行われた研修の内容は、研修報告書の形で都度確認して、必要に応じ具体的な指導を行っている。